

平成 21 年 12 月 17 日

内閣総理大臣
鳩山 由紀夫 殿

民 主 党 幹 事 長 小 沢 一 郎
社 会 民 主 党 幹 事 長 重 野 安 正
国 民 新 党 幹 事 長 自 見 庄 三 郎

平成 22 年度国家予算与党三党重点要望

政府においては、わが国が直面する極めて厳しい経済情勢のもとで、平成 22 年度国家予算の編成作業が行われているが、与党三党も、この難局を政府と力を合わせ乗り越えていく決意である。

ついては、国民の要望も踏まえ、与党三党として取りまとめた以下の予算重点要望にも留意され、三党連立政権の政策合意の実現と「国民の生活が第一」の政治の実現が図られるよう要望する。

記

1. いのちと暮らしを守る医療、介護、雇用対策の強化

- ①全国で発生している医療崩壊を防ぎ、地域医療を守る医療機関を維持するため、診療報酬の引き上げが必要である。特に、救急医療や不採算医療を担っている大規模・中規模病院の経営環境を改善するため、格段の配慮を求める。医療の現場を支えている医師不足の解消、看護師の待遇改善。生活の医療である歯科医療についても、診療報酬の引き上げを行う。
- ②介護の必要な高齢者に良質な介護サービスを提供する必要があり、とりわけ介護労働者の待遇改善を図る。
- ③肝炎対策基本法の成立を踏まえ、肝炎総合対策が必要であり所要の予算措置を講じる。

- ④障がい者自立支援法の廃止に際して、障がい者の負担が増加しないよう配慮を行う。
- ⑤生活保護の母子加算の復活と、父子家庭にも児童扶養手当を支給する。
- ⑥雇用保険加入要件を 31 日以上の雇用見込に緩和し、事実上、すべての非正規労働者に雇用保険を適用する。
- ⑦職業訓練とその期間の生活保障を行う新たなセーフティネットを創設、月 10 万円を支給する。公共職業訓練の体制整備を推進する。

2. 地方分権を進め、地域経済を活性化する

- ①国直轄事業が担うべき範囲の抜本的見直しに応じて、同事業に対する地方負担金を廃止する。その第一歩として、平成 22 年度は、維持管理負担金を廃止する。
- ②平成 21 年度で過疎地域自立促進特別措置法が失効する過疎対策については、過疎地域の現状を踏まえつつ必要な支援を行い、過疎対策に切れ目が生じることのないよう所要の立法措置を講じる。
- ③国と地方の協議の場を、地方公共団体の意見を踏まえつつ、法律に基づき設置することとし、所要の法律案を次期通常国会に提出を行う。
- ④土地改良事業費は半減し、農業予算の大転換を求める。
- ⑤雑草、雑木、ヘドロで河川の機能を全く果たさず、環境が悪化している地方の全ての中小河川の川底整理・清掃を行い、本来のグリーンの姿に復元する。
- ⑥太陽光や風力、バイオマスなどの新エネルギーや燃料電池などの再生可能エネルギーの普及促進に係る財政支援措置を講じる。
- ⑦再生可能エネルギーの全量買取を実施する。
- ⑧環境重視に合致した大量高速輸送網の確立、国土の均衡ある発展、地域振興、経済波及効果から要望の強い整備新幹線の建設を着実に遂行する。

- ⑨全国の高速道路網における空白地帯を解消し、道路網の整備を進める。
- ⑩わが国産業の国際競争力強化のため、アジアの主要港をしのぐコスト・サービス水準の実現を目標に、スーパー中枢港湾を、全国的に拡張し整備する。
- ⑪沖縄振興費 2700 億円を確保するとともに、国内線貨物便の航空機燃料税を旅客便並の本則の 2 分の 1 にする。

3. 海上保安関係

- ①遠方海域・海賊対処・重大事案への対応体制を強化するため、海上保安庁のしきしま級巡視船の整備に着手する。

《以下の項目は政府与党の調整課題とする》

- ① 地方交付税の復元等
- ②「協会けんぽ」への財政支援
- ③たばこ税の増税
- ④農林漁業用 A 重油の免税措置
- ⑤オーナー課税の廃止

以上